税収入見込額」という。）から特別法人事業譲与税収入見込額の百分の七十五に相当する額（当該額が当該財源超過団体に係る特別法人事業税法第三十条第二項第四号に規定する財源超過額を超える場合には、当該財源超過額とする。）を控除した額

ロ　当該財源不足団体に係る特別法人事業譲与税収入見込額に財源超過団体におけるイに規定する控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額

二　当該年度の普通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額に満たない都道府県　減収額から普通交付税の額を控除した額

三　当該年度の普通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額以上である都道府県　減収額に百分の二十五を乗じて得た額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方債に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　平成三十一年度における前条の規定による改正後の地方債に関する省令附則第二条の十五の規定の適用については、同条第一号中「乗じて得た額と当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額との合算額」とあるのは「乗じて得た額」とする。

（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正）

第五条　地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止に伴う経過措置） **第四条**　平成三十二年二月までの譲与時期に係る改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別譲与税については、第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（以下この条において「廃止前暫定措置法施行規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法施行規則第一条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」とする。	**附　則** （地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止に伴う経過措置） **第四条**　平成三十三年二月までの譲与時期に係る改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別譲与税については、第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（以下この条において「廃止前暫定措置法施行規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法施行規則第一条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」とする。

○総務省令第四十二号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣　石田　真敏

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。